

## 令和2年度 第4回高知県犯罪被害者等支援推進会議 議事要旨

開催日時：令和3年1月12日（火）10:00～12:00

場 所：高知会館 白鳳の間

議 題：次第参照

---

### 1 開会

(会長)

「高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領」第3条第2項の規定に基づき、第4回高知県犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）の議事録署名人として、濱川委員及び吉野委員を指名。

### 2 議題

(会長)

本日は、指針の策定に向けて最後の推進会議となる。「高知県犯罪被害者等支援に関する指針（素案）」へのパブリックコメント（以下「パブリックコメント」という。）等を踏まえた「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針（案）」（以下「指針案」という。）について、忌たんのないご意見をお願いしたい。まずは、パブリックコメントに対する県の考え方について事務局より説明していただきたい。

(事務局)

資料1「高知県犯罪被害者等支援に関する指針（素案）」へのパブリックコメントに対する県の考え方（案）」（以下「パブリックコメントに対する県の考え方」という。）について、意見を反映したものについては、指針案の説明と併せてすることとし、それ以外の意見を中心に説明。

(委員)

「パブリックコメントに対する県の考え方」15番、16番で、同様の意見が複数寄せられている。今回の指針案では、定量的なニーズの把握が困難であり、また実状に関する情報も不足しているため、先行県の同様の制度を参考にし、補助対象等も定めたとの説明があったが、今後、制度を運用していく中で、ニーズを把握できる仕組みをつくり取り組んでいただきたい。

(事務局)

定量的なニーズの把握は、今回制度を検討する中で大変難しかったところである。今後、支援を進めるなか、ニーズを把握し、その必要性を検討するため、引き続き、関係機関のご協力をお願いしたいと考えている。

(委員)

「パブリックコメントに対する県の考え方」1番で、高知県、高知県警察及びこうち被害者支

援センター（以下「センター」という。）が中心となり、支援体制を構築していくとある。センターは2007年に設立し、14年目を迎える。しかしながら、人員も含め十分な体制とは言えない。センターも被害者支援の中心を担っていくことを求められると考えるが、そのためには、高知県及び高知県警察からのセンターを支援する体制を構築していただきたい。

高知県県民生活・男女共同参画課では昨年、犯罪被害者等支援相談窓口を設置されたが、具体的な相談内容等の情報共有はなかった。今後、犯罪被害者等の相談に一元的に対応するためには、市町村の総合的対応窓口の相談体制の強化と併せて、それぞれ役割分担を果たせる関係を構築していく必要がある。

また、センターは高知県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体として、高知県県民支援相談課と連携し、被害者支援を行っている。センターでは、犯罪被害者等に対し、必要な支援についての相談、情報提供及び関係機関への橋渡しの役割を担っているが、犯罪被害者等のニーズは多種多様となっており、コーディネート機能は整備途上なところもあり、更なる支援及び連携が必要となる。高知県及び高知県警察のセンターへの支援体制が後退することなく、更なる連携をお願いしたい。

次に、指針案の8ページの支援連携イメージのポンチ絵について、センターの直接的支援の内容として、雇用主との話し合いの場と記載されているが、センターの支援員等が雇用主に対し被害者に代わって話をすると捉えられることは、センターにとって負担が大きい。雇用主に対し話をすることは、本来、弁護士による支援の一つであり、センターの役割はその場に付き添うことであると考えている。

（事務局）

この図にある、県の支援を担う機関による支援体制の構築とは、これまでも議論してきたように、被害者等への直接的な支援機関の中心であるセンター、被害者支援のみならず、犯罪に対して全般的に深く関わっている高知県警察、そして、犯罪被害者等支援条例の担当課として関係機関との調整を担っている当課の三者が中心となり、犯罪被害者の方々がどの機関に相談しても必要な支援が提供されることが出来る体制の構築を目指していくことを表したものである。センターが被害者の方へ必要な支援を提供するために、センターの体制強化への支援についても引き続き行っていくことを考えている。

雇用主との話し合いの場については、これまでの推進会議でも、被害者と同席する等の支援が必要ではないかと検討してきたこともあり、支援の項目として記載したが、センター専属の支援として位置づけたものではない。連携をしながら支援をしていくためご協力をお願いしたい。

（会長）

県の被害者支援の民間における中核的な機関としてセンターの役割を強化していくことが必要であるが、そのためにはセンターの体制の充実のための高知県及び高知県警察から支援の強化及び関係機関との連携の強化をお願いするという趣旨の質問に対し、事務局から説明があった内容でよろしいか。

(委員)

雇用主との話し合い場に労働局と連携し、支援に関わった事例はあるか。

(委員)

センターが支援してきたなかで、雇用主との話し合いの場を持った事例としては、性犯罪被害を受けた女性が多い。そのような場合は、職場内のパワハラやセクハラに関することも多く、ほとんど場合被害者の方に弁護士による法律相談を受けていただき、話し合い場においても弁護士に同席いただき対応をしてきた。特に、法律等の専門的な知識が必要ということもあり、センターが直接出向いていくことはなかった。

(委員)

センターからの法律相談の依頼を受けて、犯罪被害に遭ったことにより就労が困難になった時に、有給休暇や病気休暇を取ることへの配慮など、雇用主と話をする機会があった。条例が策定され、その条例には事業主の役割も規定されたことで、これまで以上に事業主に対し、被害者への配慮を求めやすくなると考えている。また、その中で雇用主に理解いただくことが難しい点については労働局と連携し配慮を求めていきたいと考えている。

(委員)

雇用主への働きかけについて、労働局と連携していくことは重要なことであると考えている。

(委員)

犯罪被害者といった場合、県民からすると、警察に被害届が提出された事件という認識が一般的である。経済的支援を受ける場合にもそのような事件の被害者を対象とすることは理解するが、学校におけるいじめやDV被害など、被害届を出せない場合もたくさんある。

被害届の提出の有無に関わらず、経済的支援等を受けられるのか。また、県の説明で、支援策の対象として犯罪被害に遭ったものとあるが、どのような場合に対象になるかが不明確で、定義等について説明していただきたい。

(事務局)

支援の対象が制度によって違っている。窓口相談のように被害届の提出の有無に関わらず受けられる支援制度もあれば、先ほど説明した新たな経済的支援制度については、犯罪被害に遭ったことを明確にするため被害届を提出している方を対象とすることを検討している。また、制度のなかには、性犯罪被害者ワンストップ支援センターにおける医療費助成など、被害届を提出することが困難な場合の支援などもあり、制度によって対象が異なっている。

いただいたご意見を踏まえ、支援の対象を分かりやすく表記し、案内をしていきたいと考えている。

(委員)

性犯罪被害者への医療費助成について、被害届が提出されている場合は警察の公費負担制度による支援、提出されていない場合は、県の補助金によるセンターでの支援と、被害届の提出の有無に関わらず支援をしている。今回の新たな経済的支援制度の要件として、被害届により犯罪被害

害が確認できることとするのは理解するが、センターで継続支援をしている被害者であるとか、被害届の提出がない場合でも、時系列であったり被害の内容等が特定できる被害者を支援の対象となるよう柔軟な対応をお願いしたい。

(事務局)

犯罪被害の事実をどう確認するという手法の問題と考えている。いただいたご意見を踏まえ、再度検討させていただく。

(委員)

「パブリックコメントに対する県の考え方」15番と24番で、引っ越しに係る費用を一定助成する制度ができるということだが、敷金・礼金がかからない公営住宅等の空室状況等の情報提供をするなどして、支援の連携を図ることができれば、被害者にとってはより良い支援となると考えている。

(事務局)

公営住宅の優先入居の支援策に加え、公営住宅の空室情報の提供が速やかにできるよう検討させていただく。

(委員)

県で緊急を要するものは職員住宅の一時提供、その後居住に関しては、公営住宅の優先入居の支援策を指針に盛り込むことの説明を受けて、高知市に確認したが、DV被害なども含めて優先的入居には法律の壁もありすぐに対応できないとの認識であった。県の先行的な取組等について情報提供をした。

(委員)

パブリックコメントに対して、十分な対応であるとは言えないが、可能な限りの施策にはなったと考える。

本日の議論のなかで気になった点は、「まずこの支援策でスタートするが、運用していくなかで被害者のニーズを把握しながら、施策の充実につなげていく」というところで、ニーズの把握の仕方は、今回の指針の策定においても苦慮したところであり、その方法を踏み込んで検討しておかないと、なかなか改善につなげるのは難しいと感じた。

(事務局)

ニーズの把握の仕方について、現時点でお示しするものがなく、申し訳ない。施策の進捗状況を確認していくなかで、問題点等をお示して、検討いただきたいと考えている。

(委員)

これまでの推進会議での議論や条例の制定から指針策定の取組を踏まえ、県としては非常に頑張ったのではないかと考えている。例えば、県が経済的支援制度の実施主体になるなど、できる限りの対応をしたと一定の評価をする。しかし、制度はできたばかりで、実際運用していくなかで課題や今まで見えていなかった被害者のニーズが、実例として上がってくると考える。その実例等を検討し、改善につなげていくことで、全国に先駆けた取組が実現すると考えている。

(会長)

「パブリックコメントに対する県の考え方」に対する意見についてはここまでとし、指針案について、パブリックコメントを反映した修正箇所を中心に事務局から説明いただきたい。

(事務局)

資料2 指針案1 ページから19 ページまで、資料1 「パブリックコメントに対する県の考え方」の意見を反映した部分を中心に説明。

(委員)

指針案18 ページエの(ア)「生活資金の補助」について、医療費や交通費なども補助対象として上がっているが、これに限らず被害者の生活に必要な資金が対象となるという理解でよいか。

(事務局)

考え方として、犯罪の被害によって生じた負担であって、現行の他の犯罪被害者等に対する支援制度の対象とならない費用を対象としている。具体的な経費については、実態に即して検討していきたいと考えている。

(委員)

新たな経済的支援制度について、被害届の提出は必要条件であるか。

(事務局)

先行する自治体を参考に制度設計をしており、犯罪被害の事実を確認するために被害届が提出されていることが要件となっており、当県の制度でも必要要件として制度設計を考えていたが、犯罪被害の事実を確認できることが重要であり、本日の議論も踏まえ、被害届に代えて何か犯罪被害を確認できるものがあるかを検討したうえ、制度設計を考えたい。

(委員)

センターも4月以降、この新たな経済的支援制度について、課される役割もあると思うので、対象についての考え方についてはマニュアル等の作成をお願いしたい。

(会長)

犯罪被害の事実関係が分かれば必ずしも被害届が必須ではないという考え方を推進会議から意見としていただいたので、事務局は制度設計するよう努めていただきたい。

(委員)

性犯罪被害に関しては、被害届が提出されていない場合でも対象とできるよう検討するとのことだが、性犯罪以外でも被害届を提出されない事案もある、PTSDなど心理的な被害は事件から一定時間がたってから明らかになる場合もあり、できるだけ幅広く制度設計をお願いしたい。

(事務局)

調整等が難しいところもあるが、実態を踏まえて、検討させていただく。

(委員)

指針案19 ページ(エ)の市町村と連携した支援制度の実施について、具体的な取組予定を教えてください。

(事務局)

市町村の窓口は、県内全市町村に設置されている総合的対応窓口を考えている。県の新たな経済的支援制度も、経済的支援制度の提供で終わることなく、それ以降も長期にわたり支援が必要となる。必要な支援について市町村と情報共有をしながら、県の経済的支援制度の対象となった方には、継続して支援ができるよう市町村の担当課にも支援に参加いただけるよう連携していきたいと考えている。

(事務局)

資料2の指針案20ページから32ページまで、資料1「パブリックコメントに対する県の考え方」の意見を反映した部分を中心に説明。

引き続き、資料2の指針案33ページから40ページまで、資料1「パブリックコメントに対する県の考え方」の意見を反映した部分を中心に説明。

(委員)

指針案33ページ、34ページ(1)県民の理解の増進「犯罪被害者等支援に関する広報の実施」及び「犯罪被害者週間等の集中した広報・啓発事業」について、毎年11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」の活動等について記載されているが、センターでも条例の制定を受けて、昨年11月27日から28日にかけて、性暴力被害者支援センターの相談の24時間対応を実施した。周知等の準備不足もあり相談はなかったが、条例や指針ができるなかで、限定的な広報等の実施では、県民の理解はなかなか進まないと考えている。市町村に向けても含め、年間を通じての継続的な広報啓発及び県民参加型の定期的な運動等も検討をお願いしたい。

(事務局)

広報啓発については、委員の方からも折に触れご意見をいただいております。指針の周知に併せて一層取り組んでいきたいと考えている。県民参加型の事業の創設については、具体的な取組のなかで参考にさせていただき、継続的かつ効果的な広報・啓発に努めていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

(委員)

広報活動のなかで、広報物として幼児から大学生までの児童及び生徒に持たすことができるカードなどを検討いただきたい。心の教育センターでも、相談電話カードを作成し、配布をしているので参考にしてほしい。

(事務局)

検討させていただく。内容や配布ルート等についても相談させていただきたいと考えているのでご協力をお願いしたい。

(委員)

指針案36ページ(ウ)日本司法支援センターや弁護士会との連携について、二次被害のおそれ大きい緊急の対応が必要な場合に、どうやって迅速に被害者の方と弁護士をつないでいくか

という具体的な対応について、できるだけ早い段階で日本司法支援センター、高知弁護士会、高知県及び高知県警察、センター等との協議の場を設けていただきたい。

高知弁護士会には、犯罪被害者支援委員会があり、委員会に属する委員になるだけ多く参加できるように調整いただければ、実状を踏まえた意見交換ができると思う。

(事務局)

指針は4月の施行を予定しているので、それまでにご相談させていただき、迅速にスタートが切れるよう努める。

(委員)

指針案40ページ「民間支援団体に対する支援」について、施策の方向性及び現状と課題は明記のとおり。センターは財政面や人材育成等、数々の問題を抱えている。センターの支援活動を安定させ犯罪被害に遭われた方々へ求められる支援が提供できるよう、犯罪被害者等支援の活動拠点と位置付けをしていただき、支援のコーディネーターや体制の強化にも今後取り組んでいけるよう準備に努めているので、高知県、高知警察及び関係機関には、引き続き支援をお願いしたい。

(会長)

ただいまをもってこの指針についての検討を終わらせていただく。事務局でも前向きに検討いただいた結果、委員の方からも譲歩をいただけたと考えている。細部については、事務局と私に預らせていただくとし、指針案について承認することとしてよろしいか。

(全員)

異議なし。

(会長)

ありがとうございました。以上をもって、本日の議事を終了する。事務局に進行をお返しする。

(事務局)

文化生活スポーツ部 岡村部長より閉会の挨拶。

(司会)

以上をもって、第4回犯罪被害者等支援推進会議を閉会。